

支援対象経費一覧〔設備投資による生産性の向上〕

(1) 機械装置等購入費

■ 定義

支援事業の遂行に必要な機械装置、工具器具備品等の購入に要する経費

■ 対象例

- 生産設備、加工機械、検査装置
- 厨房機器（処理能力向上が明確なもの）
- 自動化設備（ロボット、省人化機器）
- 専用架台、制御装置等の附帯設備

■ 要件

- 当該支援事業専用であること
- 生産性向上効果（作業時間短縮率、処理能力向上率等）が説明できること
- 型式・数量・設置場所が明確であること

■ 対象外

- 単なる老朽更新（性能向上が客観的に説明できないもの）
 - 汎用性が高く目的外使用が可能なもの
 - 中古品（原則不可、例外は事前承認）
-

(2) 機械装置等改良費

■ 定義

既存機械装置の機能向上・能力増強を目的とする改良に要する経費

■ 対象例

- 生産速度向上のための部品交換
- 制御プログラム改修
- 付属装置追加による能力向上

■ 要件

- 改良前後の性能比較が可能であること
- 生産性向上効果が数値で説明できること

■ 対象外

- 修繕のみを目的とするもの
 - 通常の保守・点検費用
-

(3) 機械装置等運搬費

■ 定義

支援対象となる機械装置等の購入に伴い発生する運搬・搬入に要する経費

■ 要件

- 対象機械と一体であること
- 見積書に明確に区分されていること

■ 対象外

- 単独の運搬契約
 - 通常の物流費
-

(4) 改装工事費

■ 定義

設備導入に伴い必要となる店舗・工場等の改装に要する経費

■ 対象例

- 設備設置に伴う床補強工事
- 動線改善のためのレイアウト変更工事
- 生産ライン構築に必要な内装工事

■ 要件

- 設備導入と一体であること
- 生産性向上との因果関係が説明できること

■ 対象外

- 美装目的のみの改装
 - 外観デザイン変更のみの工事
 - 住宅部分の改修
-

(5) ソフトウェア購入費

■ 定義

支援事業専用として使用するソフトウェアの購入費

■ 対象例

- 生産管理ソフト、在庫管理ソフト、顧客管理ソフト等
- 売上分析機能を有する POS システム

■ 要件

- 専用利用であること
- 業務効率改善効果が説明できること

■ 対象外

- 汎用ソフト (Office 等)
- 保守契約料
- タブレットのみの POS レジ

(6) システム構築費

■ 定義

業務効率化・生産性向上を目的とした情報システムの構築に要する経費

■ 対象例

- 業務管理システムの開発委託費
- EC サイト構築（業務効率化を伴うもの）

■ 要件

- 支援事業専用であること
- 導入効果（時間削減率等）が数値で示せること

■ 対象外

- 単なるホームページ制作
 - 通信費
 - サーバー維持費
-

【注意事項】

- 交付決定日前の契約・発注・支払分は対象外
- 他補助金と重複する経費は対象外
- 消費税および地方消費税は補助対象外
- 判断が困難な場合は事前相談必須

【単なる更新の排除】

- 1 本支援金において「単なる更新」とは、既存設備等の老朽化、故障又は経年劣化に伴い、従前と同等又は同等程度の性能を有する設備等に置き換える行為であって、生産性向上効果が客観的に確認できないものをいう。
- 2 前項に該当する経費は、支援対象外とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として単なる更新とみなす。
 - (1) 処理能力、作業時間、歩留まり等の改善効果が数値で示されていないもの
 - (2) 性能向上の説明が「新しい」「使いやすくなる」等の主観的表現にとどまるもの
 - (3) 既存設備と同一型式又は同等仕様への入替え
 - (4) 修繕又は部品交換により本来機能が回復する範囲のもの
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、単なる更新に該当しないものとする。
 - (1) 処理能力向上、作業時間短縮、人員削減等の生産性向上効果が客観的数値により確認できること
 - (2) 当該効果が事業計画書に具体的に記載されていること
 - (3) 既存設備との性能比較資料が提出されていること
- 5 単なる更新に該当するか否かの最終判断は、商工会が行う。